



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年9月12日火曜日 第442号

◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の採用試験.....	(総務管理課) ...	864
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	864
解除予定保安林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	865
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	865
指定居宅サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	865
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	865
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ...	866
指定居宅サービス事業の廃止.....	(南予地方局地域福祉課) ...	866

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	866
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	866
政治団体の解散の届出.....	(") ...	867

告 示

○愛媛県告示第997号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和5年9月12日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和5年10月23日(月)0時から 令和5年10月25日(水)24時の間 で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和5年10月29日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第998号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年9月12日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープ金子店
新居浜市一宮町二丁目甲864番地 1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
生活協同組合コープえひめ

- 松山市朝生田町三丁目1番12号
代表理事 美濃 欽也
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
生活協同組合コープえひめ
松山市朝生田町三丁目1番12号
代表理事 美濃 欽也
 - 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年3月30日
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,566平方メートル
 - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
53台
イ 駐輪場の収容台数
37台

- ウ 荷さばき施設の面積
425平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
35 3立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和5年8月21日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第999号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年9月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
喜多郡内子町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所
喜多郡内子町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
 - 3(1) 解除予定保安林の所在場所
喜多郡内子町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1000号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和5年9月12日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和5年9月4日
- 3 指定道路の位置
四国中央市土居町津根2070番1の一部、2352番1の一部
2352番3、2352番3の地先農道
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 29.36メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1001号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和5年9月12日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 みかん会	デイサービスセンターれもん	愛媛県伊予郡松前町大字恵久美804番地1	令和5年9月1日	通所介護

○愛媛県告示第1002号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年9月12日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 双海夕なぎ会	指定訪問介護事業所双海夕なぎ荘	愛媛県伊予市双海町上灘甲5269番地1	令和5年8月31日	訪問介護

○愛媛県告示第1003号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和5年9月12日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3823510189	有限会社アットホーム	愛媛県伊予市下吾川1463番地5	田原 信 幸	共同生活援助	共同生活援助 あつとほーむ	愛媛県伊予郡松前町西高柳335番地4	令和5年8月25日

○愛媛県告示第1004号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年9月12日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 伊方町社会福祉協議会	瀬戸訪問介護事業所	愛媛県西宇和郡伊方町三机乙1087番地1	令和5年7月31日	訪問介護
社会福祉法人 伊方町社会福祉協議会	三崎訪問介護事業所	愛媛県西宇和郡伊方町三崎1700番地16 三崎保健福祉センター	令和5年7月31日	訪問介護

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和5年9月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県宇和島市・北宇和郡第四支部	山本 太 一	竹内 セツ子	宇和島市広小路2-6	令和5年8月8日
自由民主党愛媛県八幡浜市・西宇和郡第一支部	高橋 英 行	上田 竹 則	八幡浜市裁判所通1557-1	令和5年8月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和5年9月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
自由民主党愛南支部	佐々木 史 仁	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町御荘長洲371	南宇和郡愛南町緑乙3290	令和5年5月1日
		代 表 者	佐々木 史 仁	原 田 達 也	
		会 計 責 任 者	鷹 野 正 志	佐々木 史 仁	
自由民主党伊方支部	菊 池 隼 人	主たる事務所の所在地	西宇和郡伊方町九町1 - 936	西宇和郡伊方町川永田甲988	令和5年7月22日
		代 表 者	菊 池 隼 人	小 泉 和 也	
自由民主党長浜支部	田 中 堅 太 郎	会 計 責 任 者	松 田 重 義	岡 孝 志	令和5年7月31日
自由民主党愛媛県八幡浜市・西宇和郡第二支部	田井野 駿	主たる事務所の所在地	八幡浜市中央179	八幡浜市港町411	令和5年8月1日
国民民主党愛媛県総支部連合会	石 井 智 恵	代 表 者	石 井 智 恵	榛 葉 賀 津 也	令和5年8月9日
		会 計 責 任 者	石 井 智 恵	榛 葉 賀 津 也	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
愛媛県鍼灸マッサージ師連盟	佐 藤 佳 孝	政 治 団 体 の 名 称	愛媛県鍼灸マッサージ師連盟	愛媛県鍼灸マッサージ師政治連盟	令和5年5月21日
		代 表 者	佐 藤 佳 孝	浦 川 武 之	
愛媛県商工連盟連合会新居浜支部	横 川 明 英	会 計 責 任 者	藤 田 敏 樹	小 野 雄 史	令和5年7月13日
田井野しゅん後援会	橋 本 顕 治	主たる事務所の所在地	八幡浜市中央179	八幡浜市港町411	令和5年8月1日
石川剛後援会	石 川 剛	主たる事務所の所在地	四国中央市川滝町下山970	四国中央市川之江町4084 - 2	令和5年8月3日

○愛媛県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年9月12日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県松山市第二支部	横 田 弘 之	令和5年7月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
政治結社憂国士魂党	上 井 義 孝	令和5年7月18日